農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年４月１日

いなべ市長　　日沖　靖

記

１　協議の場を設けた区域の範囲

下野尻地区

２　協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月７日

３　当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人　２経営体
集落営農（任意組織）　１組織

４　３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

５　農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

６　地域農業の将来のあり方

集落の中心となる野尻営農組合が農地集積を継続し、水路・農道等の維持管理はこれまで通り、農地所有者が共同作業により行い、地域ぐるみ型農業生産を継続する。